

【ご参考(設問内容)】災害時に活用した建設機械について

令和7年8月6日

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

【1 貴社の基本情報について】

- 1-1 本アンケートは、令和7年8月31日時点で有効な経営事項審査の結果を保有している建設業者が対象です。【必須】

回答例) 対象

- 1-2 貴社の主たる営業所が位置する都道府県を教えてください。【必須】

回答例) 東京都

- 1-3 貴社が主として営む建設業の種類を教えてください。【必須】

回答例) 土木一式工事

- 1-4 前問においてご回答いただいた建設業について建設業許可を受けている場合、大臣許可と知事許可の別、特定建設業許可と一般建設業許可の別について教えてください。【必須】

回答例) 大臣許可 特定建設業許可

- 1-5 直近事業年度における貴社の完成工事高（営む建設業全ての合計）として、以下の区分のうち当てはまるものを選択ください。【必須】

完工高区分	回答欄	完工高区分	回答欄
1千万円未満	(例) ○	10億円以上、50億円未満	
1千万円以上、5千万円未満		50億円以上、100億円未満	
5千万円以上、1億円未満		100億円以上、200億円未満	
1億円以上、10億円未満		200億円以上	

- 1-6 貴社の資本金の額として、以下の区分のうち当てはまるものを選択ください。【必須】

資本金区分	回答欄	資本金区分	回答欄
5百万円未満	(例) ○	1億円以上、10億円未満	
5百万円以上、1千万円未満		10億円以上、50億円未満	
1千万円以上、2千万円未満		50億円以上、100億円未満	
2千万円以上、5千万円未満		100億円以上	
5千万円以上、1億円未満		個人事業主	

【2 災害時に活用した建設機械について】

2-1 調査票 A・B に記載の現行制度で加点対象外の機械又はその他の建設機械の中で、貴社が保有（又はリース）している建設機械であって、国又は地方公共団体等との防災協定に基づいて行った災害対応等において活用されたものを選択又はご記入ください。【必須】

※3 機械まで回答可能。Web 回答時は、1 機械ずつの回答となります。

回答例① 2 不整地運搬車

回答例② その他 移動式クレーン（つり上げ荷重 3 トン以上）

2-2 （前問で「その他」以外を回答した方について、）調査票 A・B において、前問で回答した番号以外に同一機械とみなせる回答用番号が存在する場合は、その番号を選択ください。

【必須】

（前問において、14 ペーパー・ドレン・マシンを回答していた場合、）

回答例） 19 ペーバードレンマシーン

2-3 （前問で「その他」を回答した方について、）当該機械であることを特定や証明ができる法令などに基づく制度がある場合、ご記入ください。（例えばダンプの場合は、「自動車検査証（道路運送車両法）の車体形状欄にダンプ、ダンプフルトレーラー又はダンプセミトレーラと記載があること」等のようになるものと考えております。）【任意】

※経営事項審査の加点対象となり得るかの判断に必要なため、御協力を賜れますと幸いです。

回答例② 労働安全衛生法施行令第 12 条第 1 項第 4 号

2-4 回答した機械を活用した災害の名称をご記入ください。【任意】

回答例① 2 不整地運搬車 : ○○地震

回答例② 移動式クレーン（つり上げ荷重 3 トン以上）: 令和▲年△△豪雨

2-5 回答した機械の災害時における用途をご記入ください。【必須】

回答例① 2 不整地運搬車 : 土砂の運搬

回答例② 移動式クレーン（つり上げ荷重 3 トン以上）: 土嚢の積上げ

2-6 当該機械の定期検査方法（検査名・根拠法令）をご記入ください。【任意】

※経営事項審査の加点対象となり得るかの判断に必要なため、御協力を賜れますと幸いです。

回答例① 2 不整地運搬車 : 特定自主検査（労働安全衛生法）

回答例② 移動式クレーン（つり上げ荷重 3 トン以上）: 製造時検査・性能検査（労働安全衛生法）

調査票A(労働安全衛生法関連)

令和7年8月
国土交通省不動産・建設経済局建設業課

分類		機種	回答用番号	根拠法令
車両系荷役運搬機械		フォークリフト	1	安衛法施行令第13条第3項第8号
		不整地運搬車	2	安衛法施行令第13条第3項第33号
車両系建設機械	整地・運搬・積み込み用機械	ずり積機	3	安衛法施行令別表第7第1号
		スクレーパー	4	
		スクレープ・ドーザー	5	
	掘削用機械	バケット掘削機	6	安衛法施行令別表第7第2号
		トレンチャー	7	
	基礎工事用機械	くい打機	8	安衛法施行令別表第7第3号
		くい抜機	9	
		アース・ドリル	10	
		リバース・サーキュレーション・ドリル	11	
		せん孔機 (チューピングマシンを有するもの)	12	
		アース・オーガー	13	
		ペーパー・ドレーン・マシン	14	
	コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車	15	安衛法施行令別表第7第5号

調査票B(建設機械抵当法関連)

令和7年8月
国土交通省不動産・建設経済局建設課

分類	名称	範囲	回答用番号	根拠法令
1 掘削機械	連続式バケット掘削機	走行装置及び二キロワット以上の掘削用原動機を有するもの	16	建設機械抵当法施行令別表
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が〇・五トン以上のもの	17	
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの	18	
	ペーパードレーンマシーン		19	
	大口径掘削機	スクリー式でないもの	20	
	アースオーガー		21	
	地下連続壁施工用機械		22	
3 トラクター類	トラクター	自重が三トン以上のもの	23	
4 運搬機械	スクレーパー	積載容量が三立方メートル以上のもの	24	
	機関車		25	
	運搬車	積載重量が一五トン以上のもの	26	
5 起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が三トン以上のもの	27	
	タワークレーン		28	
	デリッククレーン		29	
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が二トン以上のもの	30	
	ウインチ	二キロワット以上の原動機を有するもの	31	
	エレベーター		32	
6 ボーリング機械	ボーリングマシン	三キロワット以上の原動機を有するもの	33	
	ドリルジャンボ	鑿岩機を支持するアームが二本以上のもの	34	
	クローラードリル		35	
7 トンネル機械	たて杭掘進機		36	
	トンネル掘進機		37	
	シールド掘進機		38	
	ずり積み機		39	
8 整地・締め固め機械	スタビライザー		40	
	アグリゲートスプレッダー		41	
	ロードローラー	自重が八トン以上のもの	42	
	タイヤローラー		43	
	振動ローラー	自走式のものにあつては自重が八トン以上のもの、被牽引式のものにあつては自重が二トン以上のもの	44	
9 砕石・選別機械	フィーダー	三キロワット以上の原動機を有するもの	45	
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッシャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又はボールミルで、三キロワット以上の原動機を有するもの	46	
	選別機	トロンメル、バイブレイティングスクリーン又はクラッシュファイヤーで、三キロワット以上の原動機を有するもの	47	
	ウォッシュヤー	ドラムウォッシュヤー又はスクリュウウォッシュヤーで、三キロワット以上の原動機を有するもの	48	
10 コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ	49	
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの	50	
	コンクリートミキサー	混練容量が〇・三五立方メートル以上のもの	51	
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時五立方メートル以上のもの	52	
	コンクリートブレーサー	打設能力が毎時一〇立方メートル以上のもの	53	
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの	54	
11 舗装機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの	55	
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの	56	
	アスファルトクッカー		57	
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの	58	
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの	59	
	コンクリートペーパー	装軌式のもの	60	
12 船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディップしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船で、独航機能を有しないもの	61	
	砕岩船	独航機能を有しないもの	62	
	起重機船		63	
	くい打ち船		64	
	コンクリートミキサー船		65	
	サンドドレーン船		66	
	土運船		67	
	作業台船		68	
13 その他	空気圧縮機	一四キロワット以上の原動機を有するもの	69	
	サンドポンプ	二九キロワット以上の原動機を有するもの	70	
	発電発電機	発電機容量が一五キロボルトアンペア以上のもの	71	